

相良村川辺川魅力創造事業・交流拠点施設設計に係る
公募型プロポーザルに関する質疑回答

番号	質問事項	回 答
①【応募資格等に関する事項】		
1	募集要項_4応募資格_③ 実務経験について、建築工事の現場監理については実務経験として計上してもよろしいでしょうか。	不可とする。 実務経験は、基本設計又は実施設計のみとする。 ただし、様式2の業務実績の1つとして記載することは可能。
2	募集要項_4応募資格_③ 実務経験について、前職での担当物件を実務経験として計上してもよろしいでしょうか。	可とする。 この場合、様式2 担当者一覧の業務実績 立場の欄に（前職）と記載すること
3	募集要項4. 応募資格③ 応募資格条件である基本・実施設計実務経験は、前職での実績も含まれると考えてよいか。	可とする。 質問番号2を参照のこと。
4	1, 応募資格③にある「応募者又は共同応募者の所属する建築士事務所は、、、」について、応募者が前職にて規定の実績があれば応募資格を満たすでしょうか？その場合、実績証明は雑誌等の掲載にて確認で良いでしょうか？	可とする。 質問番号2を参照のこと。 実績証明の添付は不要とするが、必要に応じて提出を求める場合がある。
5	様式2, 3 業務実績及び業務実績詳細について、前職での担当物件を実務として計上してもよろしいでしょうか。	可とする。 質問番号2を参照のこと。
6	募集要項「4. 応募資格」に、公共建築の「基本設計又は」とあります が、公共建築の基本設計同等の基本計画（約1200㎡）は、応募資格に該当するでしょうか。	不可とする。 質問番号1を参照のこと。
7	募集要項「4. 応募資格」に、公共建築の「基本設計又は」とあります が、民間施設木造寄宿舍延床面積295.70㎡は応募資格に該当するでしょうか。	不可とする。 本要項でいう公共建築とは、国の機関、地方公共団体又は政府関係若しくはこれに準ずる機関が建築主として整備する建築物とする。よって設計業務実績では4 応募資格③を満たさない。ただし、様式2の業務実績の1つとして記載することは可能。
8	募集要項「4. 応募資格」に、公共建築の「基本設計又は」とあります が、基本設計進行中 森林組合（民間）木造オフィス延床面積約850㎡は応募資格に該当するでしょうか。	不可とする。 質問番号7を参照のこと。
9	募集要項「4. 応募資格」に、公共建築の「基本設計又は」とあります が、私立大学学食（交流）施設 木造+S造延床面積約1100㎡は応募資格に該当するでしょうか。	不可とする。 質問番号7を参照のこと。
10	募集要項「4. 応募資格」に、公共建築の「基本設計又は」とあります が、私立幼稚園施設 木造延床面積約378㎡は応募資格に該当するでしょうか。	不可とする。 質問番号7を参照のこと。
11	2, 応募資格③にある「延べ床面積 100 ㎡以上の公共建築、、、」について、公共は住宅以外の不特定多数が利用する建築（民間施設含む）という理解で良いでしょうか？	不可とする。 質問番号7を参照のこと。
12	4 応募資格 民間の保育所はそれに該当するでしょうか。	不可とする。 質問番号7を参照のこと。